

公 示

航空自衛隊第2補給処
十条支処公示第16号
平成29年12月27日

各社 各位

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第2補給処
十条支処調達課長 古川 孝治

平成30年度B-747航空機修理等契約に係る企画競争の希望者募集要領

標記について、下記のとおり定めたので希望者を募集します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

記

- 1 調達品等の概要
別表のとおり。
- 2 募集に応募できる者の資格及び条件
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 応募及び契約締結時に有効な一般（指名）競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (3) 別表の全てを包括的、かつ、長期に渡って実施可能な体制を有する者及び必要な関連法規等に基づく事業の許可及び修理の方法の認可を契約締結までに受けることができる者（下請負者が有している場合も含む。）であること。

- (4) 現状の航空自衛隊の保有するT O及び手順等に基づく業務が、契約後直ちに実施できる者であること。また、各種運航許可（短距離垂直間隔運航等）の再申請が必要となるような教育、整備等への変更を伴わないこと。
- (5) 運航情報、整備情報等を一貫して管理可能な電算機システムを保有している者であること。また、航空自衛隊の保有するこれらに関する過去情報、履歴を直ちに活用できる者であること。
- (6) 緊急運航、寄港先等における緊急事態に対処可能な自社の体制を有している者であること。
- (7) 国内の航空会社で、天皇陛下及び皇族、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官並びにこれらに準ずる者等を特別機により輸送した経験を豊富に有している者であること、又は履行能力を有することを証明した者であること。
- (8) 分任支出負担行為担当官が定めたB-747航空機整備等役務請負契約条項等を適用して契約を締結することが可能な者であること。
- (9) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権、著作権等その他の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者であること。
- (12) 秘密を取り扱う場合には、秘密に関する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、かつ、航空自衛隊の例規通達類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者であること（特別防衛秘密又は特定秘密を取り扱う場合も、それぞれ同様とする。）。
- (13) 契約の履行に当たり、保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱いを適切に管理できる者であること。
- (14) 契約の履行に当たり、官が保有する器材の貸付を希望する場合は、その使用時期及び保管等について、個々の貸付条件を承諾し適切に維持管理できる者であること。
- (15) 警察当局から暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準じる者として、国発注業務等から排除対象者として指定されている者でないこと。
- (16) 航空自衛隊第2補給処十条支処公示第23号（平成27年11月18日）に基づく必要な措置を講じていること。

3 応募要領

参加を希望する者は、別紙様式の「参加表明書」を提出するとともに、第2項第2号及び第3号に掲げる条件を満たしていることを証明する資料のほか、その他の各号の審査に特に必要とされた資料を提出しなければならない。

なお、前年度と変更がない場合は、参加表明書にその旨を記載することにより、当該資料の提出を省略することができる。

4 参加表明書及び資格を証明する資料の提出要領

- (1) 提出期限 平成30年2月5日（月）
- (2) 提出時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
- (3) 提出先等 「参加表明書及び資格を証明する資料」2部を、参加表明期限までに次の提出先へ持参又は郵送（期限必着）するものとする。

〒114-8566 東京都北区十条台 1-5-70
航空自衛隊第2補給処十条支処調達課契約班
03-3908-5121（内線 7643）

5 仕様書の閲覧時間、閲覧場所及び閲覧方法

- (1) 閲覧時間及び閲覧場所
前項第2号及び第3号に同じ。
- (2) 閲覧方法
指定場所による閲覧

6 企画提案書の提出者の選定

参加表明者で第2項に掲げる条件を満たした者を選定し、その旨を通知するとともに企画提案要求書を交付する。選定されなかった者については、結果の通知を行う。

なお、選定された者が単独で、かつ、調達品等の概要と同一の修理等契約実績を有する者である場合には、過去の修理等実績の確認をもって企画提案書による審査に替え、当該者を指名候補者名簿に登載する。

7 企画提案書の項目

企画提案に参加できることとなった者は、次の項目の全てについて記述した企画提案書（内容を証明する資料を含む。）を提出しなければならない。

- (1) 技術に関する事項
- (2) 設備に関する事項
- (3) 技術資料等に関する事項
- (4) 修理体制
- (5) 品質保証体制

- (6) 不具合対策、修理部品等の管理体制
- (7) 経済性に関する事項

8 企画提案書の提出要領

- (1) 提出期限 企画提案要求書で示す。
- (2) 提出時間 第4項第2号に同じ。
- (3) 提出先等 「企画提案書」2部を、提出期限までに第4項第3号に示す提出先へ持参又は郵送（期限必着）するものとする。

9 企画提案書の審査等

- (1) 企画提案書の提出者は、第2補給処十条支処及び補給本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 企画提案書の提出者は、第2補給処十条支処及び補給本部の担当者から修理体制等の調査のために工場等（下請負者の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立入りを含め、調査に協力しなければならない。
- (3) 提出された企画提案書に基づき、提案の実現性及び妥当性、提案内容の優劣等を総合的に評価し、契約の円滑な履行のために最も優れた企画提案をした者を選定する。

10 審査結果の通知等

審査の結果、契約の円滑な履行のために最も優れた企画提案をした者については、指名候補者名簿に登載するとともに、その旨を通知する。ただし、優れた企画提案をした者が複数で、その評価が同等の場合は、複数者を指名候補者名簿に登載する場合がある。その他の者については非登載の旨の通知を行う。

11 指名候補者名簿に登載されなかった者に対する理由の説明

- (1) 指名候補者名簿に登載されなかった者は、分任支出負担行為担当官に対して登載されなかった理由（以下「非登載理由等」という。）について、非登載通知をした日の翌日から起算して、5日（土日、祝日を含まない。）以内に書面をもって説明を求めることができる。
 - ア 提出時間 第4項第2号に同じ。
 - イ 提出先等 第4項第3号に同じ。
 - ウ その他 書面は、持参又は郵送（期限必着）するものとする。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、非登載理由等について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して、5日（土日、祝日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

12 再苦情の申立て

- (1) 前項第2号の説明に不服のある者は、非登載理由等に係る書面を受け取ってから7日（土日、祝日を含まない。）以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができる。
 - ア 提出時間 第4項第2号に同じ。
 - イ 提出先等 第4項第3号に同じ。
 - ウ その他 書面は、持参又は郵送（期限必着）するものとする。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てをされたときには、前号の最終日の翌日から起算して7日（土日、祝日を含まない。）以内に再苦情の申立てをした者に対して書面により回答する。

13 企画提案書の提出に当たっての留意事項

- (1) 応募に当たっての官給品及び貸付品の貸与は行わない。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした者は、当該品目の指名候補者名簿へ登載しない。また、第2補給処十条支処における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (3) 第9項第1号又は第2号に反した者は、当該品目の指名候補者名簿へ登載しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出、説明及び第9項第2号の調査への協力に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 企画提案書は返却しない。
- (6) 企画提案書は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (7) 提出期間を過ぎてからの企画提案書の差し替え、再提出は認めない。ただし、審査の必要性から追加資料を求める場合は、この限りではない。
- (8) 企画提案書に自社以外のものがある場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出所元を明らかにすること。

14 指名候補者及び応募者の義務等

- (1) 指名候補者名簿へ登載された者（以下「指名名簿登載者」という。）には、品目ごとに調達要求があった場合、随意契約の通知を行う。ただし、指名名簿登載者が複数の場合には指名競争の通知を行う。

なお、義務違反があった場合又は不正な行為が認められた場合は指名候補者名簿から削除することがある。
- (2) 指名候補者名簿へ登載されていても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当と認められなくなった者及び随意契約の相手方として適当と認められなくなった者は、指名競争及び随意契約の通知を行わない。
- (3) 指名名簿登載者で指名競争の通知を受けた場合には、第2補給処十条支処入札及び契約心得（平成28年第2補給処十条支処公示第4号）を熟知の上、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。

- (4) 指名名簿登載者で、契約することを希望しなくなった場合には、速やかに指名候補者名簿からの抹消請求を行わなければならない。
- (5) 応募者等（参加表明書を提出しなかった者も含む。）は、閲覧等をした仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏えいしてはならない。また、秘密に関わる仕様書等の閲覧等をする場合については、防衛省の指定する適格性を有するものに限る。

15 その他の注意事項

別表については、過去の調達実績に基づき記載してあるため、今後必ず調達があることを保証するものではないとともに、仕様書等の内容に多少の変更がある場合がある。

- 添付書類： 1 別表「調達品等の概要」
2 別紙様式「参加表明書」